

市長等の給与に関する条例及び教育長の給与等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一  
部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年9月4日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

理 由

現下の厳しい社会経済情勢その他の事情を考慮して、市長等の給  
料月額の減額を行うため。

市長等の給与に関する条例及び教育長の給与等に関する  
条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第  
号）

（市長等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第389号）  
の一部を次のように改正する。

附則第6項を附則第7項とし，附則第5項を附則第6項とし，  
附則第4項の次に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

5 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間，  
第2条第1項第1号中「1,063,000円」とあるのは「  
956,700円」と，同項第2号中「879,000円」と  
あるのは「826,260円」とする。

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第392号）  
の一部を次のように改正する。

附則第4項の次に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

5 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間，  
第2条第1項中「744,000円」とあるのは，「736,  
560円」とする。

付 則

この条例は，平成26年10月1日から施行する。